

## 日韓投資協定(抜粋)

(投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定)

署名 名 二〇〇二年三月二二日(ソウル)  
効力発生 二〇〇三年 月 日(日本国) 二〇〇二年五月 九日  
国会承認 二〇〇二年二月二日公文交換、二〇〇二年二月二日  
公布 条約(一七号)

日本国政府及び大韓民国政府は、  
両国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

それぞれの国の投資家による他方の国の領域内における投資を拡大するための良好な条件を更に作り出すことを意図し、

両国における民間の発意を促し及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが、層重要になっていることを認識し、  
一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協定的な関係が有する重要性を認識し、  
千九百九十四年四月十五日に署名された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定その他の協力に関する多数国間の文書に基づく権利及び義務を想起し、  
この協定が外国投資についての国際的な規則の発展に関する国際的な協力の強化に寄与するものであることを希望し、  
この協定が二十一世紀における両国間の新たな経済上の連携の起点となることを信じて、  
次のとおり協定した。

## 第一条(定義) この協定の適用上、

- (1) 「投資家」とは、それぞれの締約国について、次のものをいふ。  
(a) 当該締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人  
(b) 営利目的であるかないか、また、民間が所有し若しくは

支配しているか又は政府が所有し若しくは支配しているかを問わず、当該締約国関係法令に基づいて設立され又は組織される法人その他の団体、会社、社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体及び組織を含む。  
「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され又は支配されているすべての種類の資産をい、次のものを含む。

(a) 企業(営利目的であるかないか、また、民間が所有し若しくは支配しているか又は政府が所有し若しくは支配しているかを問わず、一方の締約国の関係法令に基づいて設立され又は組織される法人その他の団体をい、会社、社団、信託、組合、個人企業、支店、合併企業、団体及び組織を含む)。

(b) 株式、出資その他の形態の企業の持分そこから派生する権利を含む)。

(c) 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債権そこから派生する権利を含む)。

(d) 完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分その他契約上の権利

(e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求

(f) 商標、意匠、集積回路の回路配置、著作権、特許、営業用の名称、原産地表示又は原産地名及び開示されていない情報を含む知的所有権

(g) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含む特許に基づく権利

(h) 有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わず他のすべての資産及び賃借権、投資財産、先取特権、質権その他の関連する財産権  
投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資財産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼさない。

(1)(5) 「領域」とは、一方の締約国に関しては、当該一方の締約国の主権の下にある領域をいふ。

(7) 「締約国」とは、文脈により、日本国又は大韓民国をいふ。  
第二条(内国投資待遇-最恵国待遇) 1 各締約国は、自国の領域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有、売却その他の処分以下、投資及び事業活動(以下「投資」)に関し、自国が同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇以下「最恵国待遇」といふ)を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える。

2 各締約国は、自国の領域内において、投資及び事業活動に関し、自国が同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇以下「最恵国待遇」といふ)を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える。

第四条(例外措置) 1 第二条、第八条3又は第九条の規定にかかわらず、各締約国は、これらの規定による義務に適合しない措置(以下「例外措置」といふ)を、附属書IIに特定する分野又は事項について採用し又は維持することができ。

2.3(略)  
第五条(同前) 1 第二条、第八条3又は第九条の規定にかかわらず、各締約国は、この協定の効力発生の日に存在する例外措置を、附属書IIに特定する分野又は事項について維持することができる。

2 各締約国は、この協定の効力発生の日に、附属書IIに特定する分野又は事項について、その時点において存在するすべての例外措置を他方の締約国に通報する。この規定による通報には、それぞれの例外措置についての要素であつて次に掲げるものに関する情報が含まれる。

(a) 関係の分野及び小分野又は事項  
(b) 当該例外措置に関係する義務又は条件  
(c) 当該例外措置を合法的根拠又は権限  
(d) 当該例外措置の簡潔な説明  
(e) 当該例外措置をとる理由又は目的

3 各締約国は、2の規定により通報した例外措置を、漸進的に削減し又は撤廃するよう努める。

4 いずれの締約国も、この協定の効力発生後においては、附属書IIに特定する分野又は事項について新たな例外措置を採用してはならない。

5 4の規定は、締約国が既存の例外措置の改正又は修正を行う



ことを妨げるものと解してはならない。ただし、当該改正又は修正が、当該改正又は修正を受ける直前における例外措置の第二条、第八条3又は第九条との適合性の水準を減少させるものでないことを条件とする。

7 4の規定にかかわらず、各締約国は、資金上、経済上又は産業上の例外的状況においては、附属書IIに特定する分野又は事項上についてかかる例外措置も実施することができ、ただし、当該締約国が、当該例外措置の実施の前に次を行うことを条件とする。

8 第一(入国) 略

1 入国及び滞在並びに労働の許可に關する法令に従い、各締約国は、他方の締約国の投資家に対し、当該投資家又は当該投資家を雇用している当該他方の締約国の企業が自国の領域内において相当額の資本を他の締約国を投下した投資財産若しくは投下する過程にある投資財産を設立し、開発し若しくは管理し又はその運営に關する助言を行うための一時的な入国及び滞在を認め、並びに労働の許可を与える。ただし、当該投資家がこの条に規定する要件を満たし続けることを条件とする。

2 いずれの締約国も、1の規定により入国を認める際に、割当による又は経済上の需要を考慮するとの要件による人数制限を行わない。ただし、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合は、この限りでない。

(a) 当該制限を適用する予定である旨を、その実施予定日の六十日前までに他方の締約国に通報すること。  
(b) 他方の締約国による要請に應じ、当該制限の実施の前に当該他方の締約国との間で協議を行うこと。

3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の投資財産である当該一方の締約国の企業が特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命することを要求してはならない。

第九條(パフォーマンス要求) 1 いずれの締約国も、自国の領域内において、次の要求を課し又は強制してはならない。  
(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスの輸出。  
(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成

(c) 自国の領域内において生産された物品若しくは提供されたサービスの購入、利用若しくは優先又は自国の領域内の自然人若しくは法人その他の団体からの物品若しくはサービスの購入。  
(d) 輸入数量又は価額を、輸出数量若しくは価額又は当該投資家の投資財産に關連する外国為替の流入の量と關連付けること。  
(e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域内における販売を、輸出数量若しくは価額又は外国為替収入と關連付けることにより制限すること。

(f) 次のいずれかの場合を除くほか、技術、製造工程その他の財産的知識を自国の領域内の自然人又は法人その他の団体に移転すること。  
(g) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によつて課され又は強制される場合。  
(h) 要求が、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附屬書1-C知的所有権の貿易關連の側面に関する協定に反しない方法で行われる知的所有権の移転に關する場合。

(i) 自国の領域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。  
(j) 自国の領域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(k) 一定の水準の自国民を雇用すること。  
(l) 当該投資家が生産する物品又は提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。

2 いずれの締約国も、自国の領域内における他方の締約国の投資家の投資及び事業活動に關し、利益の付与又はその継続の条件として1(f)から(j)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

3 第一(略)

第一〇條(一般的待遇・取用) 1 各締約国は、自国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分かつ継続的な保護及び保障を与える。

2 いずれの締約国も、(a)公共のためであり、(b)差別的なものでなく、(c)迅速、適當かつ実効的な補償の支払を伴い、かつ、(d)正当な法的手続に従つてとられるものである場合を除くほか、自国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産について、取用し、国有化又は取用若しくは国有化と同等の措置(以下「取用」といふ)を実施してはならない。

3 第一(略)

第一五條(投資家国家の仲裁) 1 この条の規定の適用上、投資紛争とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、他方の締約国の投資家の投資財産に關し、この協定に基づき与えられた権利が侵害されたものをいう。

2 投資紛争が生じた場合には、当該投資紛争は、可能な限り、協議又は交渉により解決す。このような協議又は交渉によつても当該投資紛争が解決されない場合には、投資家は、次のいずれかに当該投資紛争を付託し、解決を求めることができる。

(a) 事前に合意し、かつ、適用可能な紛争解決手続3に規定する紛争解決手続  
(b) 投資紛争が、投資家から書面により協議又は交渉の要請のあつた日から三箇月以内に解決されず、かつ、投資家が2(a)に規定する紛争解決手続又は司法的若しくは行政的解決に当該投資紛争を付託しなかつた場合には、当該投資家は、次のいずれかに当該投資紛争を付託し、拘束力のある仲裁による解決を求めることができる。

(a) 両締約国がICSID条約の当事国である場合には、ICSIDによる仲裁手続  
(b) UNCITRAL仲裁規則による仲裁手続  
(c) 当該投資紛争の両当事者が合意する他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁手続

3 紛争解決手続2及び3の規定により投資紛争をいずれかの紛争解決手続に付託した場合には、当該投資家は、2及び3に定める他の紛争解決手続に当該投資紛争を付託することはできない。ただし、当該投資紛争の当事者の別段の合意がある場合は、この限りでない。

各締約国は、投資紛争を(a)又は(b)に規定する国際的な仲裁手続に付託することについて、ここに同意を与える。

各締約国は、投資紛争を(a)又は(b)に規定する国際的な仲裁手続に付託することについて、ここに同意を与える。

各締約国は、投資紛争を(a)又は(b)に規定する国際的な仲裁手続に付託することについて、ここに同意を与える。

各締約国は、投資紛争を(a)又は(b)に規定する国際的な仲裁手続に付託することについて、ここに同意を与える。



- 4 3の規定に従い投資紛争を紛争解決手続に付託しようとする投資家は、当該投資紛争の当事者である締約国に対し、付託の要請が行われる少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。通報には、次の事項を明記する。
  - (a) 当該投資家の氏名又は名称及び住所
  - (b) 問題となる当該締約国の特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な事実及び法的根拠の簡潔な要約(この協定のいずれの規定について違反があったとされるかについての特定を含む)
  - (c) 当該投資家の求める救済手段(必要に応じて、損害賠償請求額の概算を含む)
  - (d) 3(a)から(c)までに規定する紛争解決手続のうち当該投資家の求めるもの
- 5 3の規定にかかわらず、投資家は、損失又は損害が生じたことを知った日又は知つたと考えられる最初の日から三年を超える期間が経過した場合には、3の規定による請求を行うことができな
- 6 この条の規定により行われる裁定は、最終的なものとし、かつ、付託された投資紛争の当事者を拘束する。各締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の領域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。
- 7 2の後段及び3の規定は、第十七条又は第十八条の規定が規律する締約国の措置については、適用しない。両締約国の権限のある当局は、一方の締約国の要請に応じ、この7の規定の適用について協議を行う。
- 8 この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である締約国の領域内において、投資家が司法的又は行政的解決を求めることを妨げるものではない。

